平成２２年（フ）第３６２号
千葉県印旛郡酒々井町中川34番地３　グランベールイトウ２―103
債務者　水野　京子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３６５号
千葉県佐倉市上志津1599番地42　グリーンハイツ202号
債務者　塚本　寛幸
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３７０号
千葉県佐倉市田町243番地13
債務者　山家　　朗
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３７２号
千葉県八街市八街ろ111番地15　市営住宅交進団地112号
債務者　田中美佐子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３７３号
千葉県成田市押畑910番地
債務者　岸下　信博
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３７４号
千葉県成田市押畑910番地
債務者　岸下　和子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３７６号
千葉県佐倉市六崎892番地２
債務者　野中　悟志
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３７７号
千葉県成田市土屋884番地２
債務者　田中　千富
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３９０号
千葉県八街市勢田439番地16
債務者　淵上　未義
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３９１号
千葉県八街市勢田439番地16
債務者　淵上とみ子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３９２号
千葉県佐倉市栄町19番地５　京成サンコーポ210号
債務者　野中　正敏
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４１０号
千葉県八街市八街は11番地54
債務者　羽佐田真弓
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４７２号
愛知県犬山市大字羽黒新田字栗林19番地
債務者　木山鉄紀こと　李　　在鉄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４８２号
愛知県稲沢市高御堂１丁目12番18―102号
債務者　木村　敬子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７７８号
愛知県岡崎市鴨田町字広元156番地　Ｔステージ鴨田201
債務者　川澄　　靖
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８１号
愛知県岡崎市六名本町１番地８、従前の住所
愛知県豊橋市大岩町字北山６番地629
債務者　天野　信也（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９１０号
札幌市南区石山1048番地　札幌エルム病院
債務者　松本　　迪
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部